

公開質問書

末利光 殿

2005年8月29日

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

貴殿がお書きになった『ハンセン病報道は真実を伝えたか』について、貴意がどこにあるか不明な箇所や、私どもに対する批判について誤解等が散見されるように見受けられ、社会的にも放置できないと考えられることから、下記の点について質問させていただきます。

貴著書がこのまま出回ることは、かえってハンセン病に対する社会の差別や偏見を助長することになりかねません。つきましては、お忙しいところを恐縮ですが、お互いの理解を深め、ハンセン病に対する差別と偏見を社会から少しでも解消するために、貴殿のお考えを9月30日までに文書でご回答いただくようお願い申し上げます。

なお、本質問およびご回答につきましては、社会的にも広く知ってもらふ必要があると思いますので、(ご回答をいただけない場合はそのことも含めて) 貴殿の考えが掲載されたJLMの機関誌への掲載をはじめ、対外的に広く公開させていただきたいと考えております。

お手数ですがそのことも、予めご了承のうえ、ご回答ください。

1 貴殿は、いわゆる「黒川温泉」事件について、入所者自治会の対応を厳しく批判し、以下のような内容の何通かの投書を紹介、「誠にその通り、これに過る国民世論はないだろうと思うことしきりです」(220～227頁)とか、「実にいい処を突いています」(225頁)とか、「こういう質の高い抗議の手紙」(275頁)などと、評価されています。

- ・ 「今回の事件を知り、ハンセン病の患者さんを、温かく受け入れようという気持ちはなくなりました。・ ・私も子供を持つ母親ですが、ハンセン病の

人と同じおフロに入って大丈夫なのか・・・と心配します。ホテル側の対応は仕方のないことです」

- ・「私(60代)の子供の頃『くさり』と言っていたような気がします。『感せんは絶対にしない』という事ではないと、聞いています。ホテルがことわったのも、わかる気がします」
- ・「病気をたてにあまりいい気にならないで下さい。園が全国からなくなってから言って下さい。あまえていませんか」
- ・「国民が納めた血税で、あなた方の生活が保障されて来たのです。・・・政府も国民もその時代、その時々、あなた方にせいーぱいの支援をしてきたのではないですか。・・・歴史をさかのぼって裁くのは、思い上がりです。今のままでは国民の理解は得られず、反感を増すばかりです」
- ・「最後に一言、あなた方が肉親と疎遠になったことに、これも私達には何の責任もありません。他人を批判し支援を乞う前に家族に不満を言うのが『スジ』でしょう。

そこで、以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

貴殿は、ハンセン病は同じフロに入っただけで感染し、ホテルがハンセン病の元患者を断ったことは正当だと考えておられるのか、
政府も国民も、精一杯の支援をしてきたと評価しておられるのか、
歴史をさかのぼって裁くのは思い上がりだと考えておられるのか、
差別・偏見をなくし、国民の理解を得るためには、このような場合、どうしたらいいとお考えなのか、
肉親と疎遠になったことに国や社会に責任はなく、ハンセン病の元患者の皆さんは家族に不満を言うべきであると貴殿もお考えでしょうか。

- 2 貴殿は、菊池恵楓園の太田自治会長が「当時は地域から患者を排除する『無らい県運動』が推進され、国は病気の伝染力を誇大に宣伝して国民の恐怖心や偏見を煽っていた。この映画は文芸作品ではなく、国民に絶対隔離政策が最善であることを説得しようとした国策映画だ」と当時の時代背景と映画の関係を説明したという熊本日日新聞の記事をとらえて、著書の中で何度も「正子は国策映画の推進者」と非難されたように記述されています。

そこで、以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

当時は地域から患者を排除する「無らい県運動」が推進されていたという事実は、認めるのか、否定されるのか、
認めるとして、その際「国は病気の伝染力を誇大に宣伝して国民の恐怖心や偏

見を煽っていた」という事実は、認めるのか、否定されるのか、そのことによって患者や家族にどのような影響を与えたと考えられるか、それでも元患者や自治会の役員が、映画『小島の春』は「文芸作品でなく、国民に絶対隔離政策が最善であることを説得しようとした国策映画だ」と評価して、批判することは許されないと考えられるのか。

- 3 貴著書には、一家心中事件を取り上げ、亡くなる前に書かれた、「社会が過去のなした悲哀に泣く遺族に差し伸べる手が余りにも冷ややかであった。・・・国家は、社会はそうした悲しみに泣く家庭を守る道は無いのでしょうか。・・・国家はもう一歩進んでこれ等悲しみに泣く人々を救う道を考えるべきではないのでしょうか」と書かれた遺書が紹介され（32～33頁、203～204頁）、貴殿は「これらの遺書は私たちにあてた地の底からの叫びだと思います。これが差別の現実です」（205頁）と受け止めておられます。

そこで、以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

「国家はもう一歩進んでこれ等悲しみに泣く人々を救う道を考えるべきではないのでしょうか」という遺書の訴えや、「社会が過去のなした悲哀に泣く遺族に差し伸べる手が余りにも冷ややかであった」という思いを持ったのはなぜで、どこに原因があったとお考えなのか、

この一家心中をした家族の願いを実現し、同じような悲劇を起さないためにはどうしたらよかったとお考えでしょうか。

- 4 貴著書には、「ダミアン神父像」の展示をめぐる論争を紹介する中で、月刊誌『多磨』に掲載された伊波敏男氏の「日本では誤った医療行政が『絶対隔離撲滅政策』を推し進め、社会意識を固定化する役割を果たすことになった。その結果、ハンセン病は不幸な歴史を背負わされてしまったのである。（中略）故郷を追われ、人との縁を切られ、療養所の中で人生を終わろうとしている、この人たちの悲しみに応える道は、事実を隠したり、歴史を歪めることで報われるはずはない」という意見を引用し、「久しぶりに溜飲が下がったような爽快感を味わうことが出来た」と記述されています（92～94頁）。

そこで、以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

貴殿は日本におけるハンセン病に対する社会意識やハンセン病が不幸な歴史をたどった最大の原因は何だと考えておられますか、療養所の中で一生を終わろうとする元患者たちに応える道として、“事実を隠したり、歴史を歪める”ことをしないためにはどのようなことをする必要あるとお考えですか、

その関係で厚生労働省の委託を受けて行われた「ハンセン病問題検証会議」による真相究明やその報告書をどう評価されますか。

- 5 貴著書には、「私は『小川正子記念館』にお出での見学者に『ハンセン病は特別の病気ではなく、結核と姉妹です。体の表面に症状が出るのがハンセン病。胸をやられるのが結核。ともに贅沢病で、栄養状態がよければ大丈夫。罹りにくい病気ですから』と、素人の方にはそう説明するのです」と記述する(83頁)一方で、「私の場合は前もって元ハンセン病患者であることをはっきりとホテルに話します。・・はじめはそれでも八割は断られたかもしれません」(214頁)、「小さい旅館の場合はその影響力も大きいと考えて、こちらからあえてお願いしたことはありません。・・このくらいの配慮は当然だと思います」(215頁)というお考えを述べておられます。

そこで以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

元結核患者の場合でも、宿泊する前にホテルに話す必要があると考えるか、ハンセン病の元患者の場合は特別に必要であるという考えであれば、その理由は何か、

ハンセン病の元患者だといって断られた時に、その旅館ないしはホテルに対してどのようなことをしたか、

元患者の方々が個人やグループで宿泊する際も、常に事前に元患者であることを告げることが必要であると考えるか、

その場合、宿泊を断られたら、あきらめなければならないと考えるか、

あきらめることはないというのであればどうすべきであるとお考えか。

- 6 貴著書には光田健輔について、「少なくとも光田園長の側から積極的なイニシアティブが取られたという話は聞きません。光田健輔自身が『懲戒検束権』をかざして『監禁室』に患者をいれたという記録も、私は浅学にして知らないのです」(79頁)という記述がある一方で、「光田なくして今日の日本のハンセン病医療はありません」(199頁)、一方で「外国人の目から見れば」、「光田がいくら力のあつたとしても、所詮は医師であり、一人の技術者に過ぎないのではないかと映るらしい」(200頁)とも書かれています。

そこで以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

1916年(大正5年)「患者懲戒検束権」が光田の政府宛「意見書」によって実現したという歴史的事実をご存知ではないのか、

いわゆる長島事件では、光田自身が「懲戒検束権」をかざして「監禁室」に閉じ込める強権を発動したばかりか、「所外追放」の処分を言い渡したために自殺

者を多数出したという歴史的事実はご存じではないのか、

1937年(昭和12年)には、患者に対するより強力な患者弾圧手段として、光田が先導して栗生楽泉園に何人もの死者を出した「特別病室」を設置することを決定したことをご存じではないのか、

新憲法が制定された後の1951年(昭和26年)には、プロミンの出現によって人権上も医学的にも隔離政策を廃止すべきであったのに、光田はじめ「三園長」が参議院において参考人として意見をのべ、隔離政策を継続・拡充させた歴史的事実についてどのようにお考えでしょうか。

- 7 貴著書の中で、貴殿は邑久光明園の園長が山梨で講演した際に、“小川正子以前も小笠原登のような立派な人物がいたのにそこまで至らず、逆に強制隔離を正子が推進して行ったのは誠に残念であった”と評価されたことを厳しく批判し(170頁)、「その時正子は30歳の小娘です」(172頁)、「つまり世の中から“感謝”や“感動”“尊敬”などというものは無くなったのですね」(175頁)と講師に向かって詰問されたことを紹介しています。

また、貴殿は著書の中で、正子を「聖女」のように称え、「救らいの母」という社会の評価を守ろうとされる一方で、「正子の生涯を美しいイメージだけでまとめる」ことには反対である(42頁)という意見も述べておられます。

それはともかくとして、光田健輔が『小島の春』について、「小川正子はこの病気の不幸が世の中から無くなることを祈っていたに違いないが、患者を療養所に送り込むことが、唯一の解決だと頭から信じて疑わない。日本かららいをなくし、祖国を浄化するためには、患者や家族に犠牲を強いても遂行されなければならないという信念に立っている。眼前に繰り広げられる愛別離苦は、国家大義遂行のために乗り越えられるべきだと捉えている、彼女の流す涙は、“世の掟”を守らなければならないぬ人の定めを嘆くものである。読者も身につまされて泣く。涙に浄化されながら、その悲惨な運命が身に及ばないことを願い、病気への恐怖や偏見・差別を募らせ、作者の祖国浄化思想に絡め取られていく」(『医事新報』)ということを書いています。

そこで以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

貴殿は正子が尊敬してやまなかった光田がこのような考えをもっていたことをご存知でしたか、

30歳が小娘かどうかはともかく、本人が果たした役割は歴史的にきちんと評価されるべきだとお考えにならないのか。

- 8 貴著書には、「熊本地裁の裁判の報道はそれを今日の問題として提起したことに

大きな意味があったと思います。現に四千人もの方々が引き続いてこうした思いで生活していること。そしてテレビ画面にも元患者が出てきて訴えたことは、ハンセン病を今の世代に改めて深く認識してもらおうまたとない機会になりました」(184頁)と、裁判を行った意義を認めておられるような記述があります。

ところが、「その一方で裁判ではなく、別の手段がなかったのだろうかといった意見や、何よりもお金で解決されることへの疑問や危惧を抱く入園者たちが非常に多かった」(184頁)というような記述が見られます。

そこで以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

貴殿は、元患者たちの名誉を回復し、差別をなくすために裁判以外にどのような方法があったとお考えでしょうか、また被害を償う方法としては元患者の皆さんが金銭賠償を求めることは間違っていたというお考えですか、さらに東京地裁や岡山地裁の裁判では国に対し、謝罪・名誉回復の措置を求めていたこともご存知でしょうか。

- 9 貴著書には、「入所者たちが考えた行動や、彼ら自身の発想の中から生まれたものとはとても考えられない。一般の入所者たちは顔や体こそ73歳の平均的な姿をしていても、まるで幼児のような素直さや、少年のようなういういしい考えをしています」(7頁)、「“扇動”とまでは言わないまでも、もし誰かがその気になれば、彼等ほど簡単に行動してしまう人たちもいないだろうと思うのです。これこそ世間から遠去かった“隔離”の一方の“弊害”ではなかったかと思うのです」(8頁)、「ほとんどの人たちは自分の運命というものをしっかりと受け止めて、まるで神様の生まれ代わりと思われる人たちが沢山いらっしゃいます」(14頁)、「感謝党」と名乗る入所者の「大多数の病友は療養所は安住の地と感謝して暮らしております」(15頁)などと記述されておられます。

そこで以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

貴殿は元患者の皆さんが一般の市民とは全く違った人格を形成し、世間とは異なる価値観をもって生活すべきであり、「感謝」や「感動」や「尊敬」(175頁)だけを胸に、「波風もなくただ穏やかに」「穏やかに」を生活心情として」(191頁) 一生を終えるべきであるというお考えでしょうか。

- 10 貴著書には、「日本のハンセン病療養所施設は世界でも最高のコロニーだと思います」(264頁)、「優秀な外科医や老人病や精神科医までいます」(262頁)、「国がハンセン病施設にかかる気の入れようは並大抵ではありません」(260頁)、「みんな余生を楽しんでいる」(266頁) という記述があります。

そこで以下の通り質問致しますのでお答え下さい。

先進国ではハンセン病の感染力が弱いことが分かった以降は、患者に対してもノーマライゼーションの考えのもとに、隔離政策はとるべきでないという政策がとられ、世界ライ学会などでも、早くから日本などの隔離政策に対して廃止が求められていた歴史があることをご存知ではないでしょうか、またこれまでもそうですが、現在も各園ともに医師の不足に悩まされ、十分な医療を受けられるような状況にないことを実際にご存知ないのでしょうか。

以上、多岐にわたってご質問をさせていただきましたが、私たちは、小川正子が生きておられたら、必ずや激怒して悲しむであろう宿泊拒否や中傷文書を、貴殿が高く評価したこと、宿泊拒否事件をめぐることは、国（法務省・厚労省）でも差別・偏見であるとして、熱心に啓発活動を行っているのに、これに冷水をあびせられていることをどうしても放置できません。

貴殿のような社会的に影響をお持ちの方には、元患者が国によって奪われた人生を裁判でようやく取り戻すことができたと喜んでおられる気持ちも理解され、上辺だけでなく、社会から差別と偏見を本当になくすために、私たちの質問に対して誠実なご回答をいただきたく、お願い申し上げます。

また、上記の質問に関連した記述のほかにも、貴著書には、たとえば、「らい予防法が熊本判決の後に廃止された」という基本的な間違いや、韓国の元ハンセン病患者が勝訴したら、「戦後の賠償で勝訴した日本の『元患者』がもう一回、戦前の分も貰えることになるのかもね」などといった全く間違った話しを、「こんな突拍子ない話の中に、案外、“瓢箪から駒”の話が出てくるかも知れない」などと、人権裁判を勝ち取った原告や全療協、それに弁護士について、読者に誤解を与える記述が多数見られます。そうしたことから、貴殿には本著書を誤った記述について、早急に訂正し、関係者に対して謝罪いただくお考えがないかどうかを、最後にお尋ねいたします。

なお、熊本地裁判決やハンセン病問題検証会議の報告書など、資料のご請求やご連絡、また本件に対するご回答は、下記のところまでお願い申し上げます。また、恐縮ですが、回答は一ヶ月以内にお寄せいただけると幸いです（事情により時間的猶予が必要な場合はその旨ご連絡下さるようお願い致します）。

回答先 東京都新宿区三栄町8番地森山ビル東館4階 野間法律事務所

電話 03-5363-6707 F A X 03-5363-6708